

《 法改正による修正のお願い 》

『新版調査士合格ノートⅡ(改訂二版) 民法・調査士法編』〔平成 25 年 3 月 発刊〕において、法改正により以下のように修正いたしました。ご利用の皆様には、大変ご迷惑をお掛けしますことをお詫び申し上げますとともに下記のように修正していただくようお願い申し上げます。

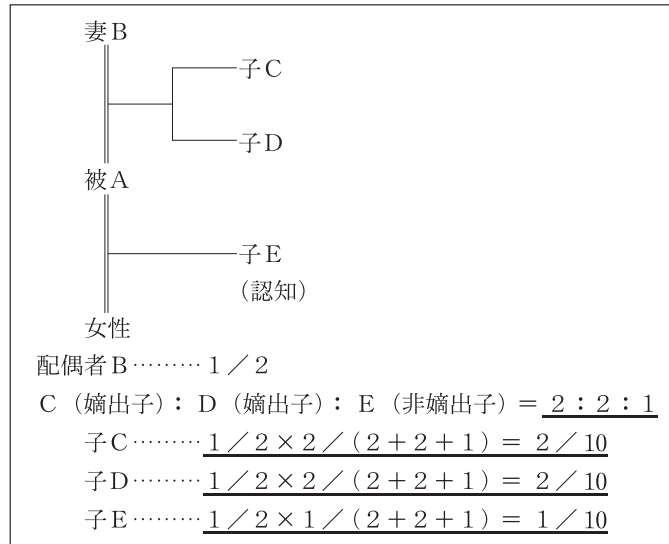
下記のように修正してください。

東京法経学院

頁	訂正箇所	訂正部分
628	(例 2)	下線の部分

誤

(例 2) 被相続人Aの相続人として、妻B、嫡出子C、D、非嫡出子Eがあるときは、非嫡出子の相続分は嫡出子の相続分の2分の1とされるので(民法900条4号ただし書)、各自の相続分は、次のようになる。



正

(例 2) 被相続人Aの相続人として、妻B、嫡出子C、D、非嫡出子Eがあるときは、非嫡出子の相続分は嫡出子の相続分と同等であるので(民法900条4号)、各自の相続分は、次のようになる。

